



# 女性活躍推進法に基づく 行動計画について

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

## 2. 目標と取り組み内容・実施時期

**目標 1：育児・介護休暇からの復職率の向上と復職後 3 年以上継続就業を 80%以上とする**

### 【取り組み内容】

- 平成 28 年 4 月～ 検討開始
- 平成 28 年 6 月～産前休暇前及び復職前に個別面談を行う
- 平成 29 年 4 月～復職前オリエンテーション・研修実施

**目標 2：両立支援制度の周知とキャリア形成支援の活性化を図る**

### 【取り組み内容】

- 平成 28 年 4 月～検討開始
- 平成 28 年 6 月～両立支援制度についての職員向けパンフレット作成準備
- 平成 28 年 10 月～制度についてのパンフレット配布
- 平成 29 年 4 月～両立支援制度に関して、管理職に対して周知のための研修実施
- 平成 29 年 5 月～キャリアサポート相談室設置準備の研修等受講
- 平成 29 年 10 月～キャリアサポート相談室設置・運用開始